

福井県史資料編所収の関連資料（譲状、遺言など）

（塗りつぶされているものは企画展で紹介しています）

資料名	形式	年代	資料群名	資料編巻数	ページ
田島譲り状留	譲状	1835年(天保6)	夏目治平家文書	3	761
道実彦兵衛遺言状	遺言状	1729年(享保14)	太田泰雄家文書	4	503
了意社司職譲状	譲状	1377年(永和3)	安楽寺文書	5	3
福岡平左衛門遺言状	遺言状	1790年(寛政2)	福岡平左衛門家文書	5	141
三郎兵衛山林田島譲状	譲状	1579年(天正7)	野村志津雄家文書	5	431
相木芳仲遺言状	遺言状	1701年(元禄14)	相木嘉雄家文書	5	537
藤原信昌・同将広置文	置文	1393年(明德4)	劔神社文書	5	749
笹谷村市郎右衛門書置	書置	1694年(元禄7)	岩堀健彦家文書	5	896
良田名代職譲状	譲状	1525年(大永5)	飯田廣助家文書	6	567
妙忍名田譲状	譲状	1516年(永正13)	鵜甘神社原神主家文書	6	633
神主某家田地譲状	譲状	1612年(慶長17)	梅田雅文家文書	6	652
中屋常慶置文	置文	1514年(永正11)	西野次郎兵衛家文書	6	878
譲与田島書置	書置	1600年(慶長5)	伊藤三郎左衛門家文書	7	4
いぬい与兵衛走川譲状	譲状	1582年(天正10)	勝矢文一家文書	7	108
半右衛門遺言状	遺言状	1807年(文化4)	砂田弘太家文書	7	219
智鏡尼上座遺訓	書置	1792年(寛政4)	花倉家文書	7	375
道善等連署作職田田島譲状	譲状	1550年(天文19)	山口僧来家文書	7	800
参剥山二付松井左衛門書置	書置	1660年(万治3)	朝日助左衛門家文書	7	936
田畑譲状	譲状	1609年(慶長14)	岩淵安右衛門家文書	7	955
浄鎮遺言状	遺言状	1455年(享徳4)	西福寺文書	8	172
那須吉郎兵衛家訓	家訓	1784年(天明4)	那須伸一郎家文書	8	401
賢意私領譲状	譲状	1213年(建暦3)	園林寺文書	8	481
刀祢孫四郎居屋敷譲状	譲状	1462年(寛正2)	渡辺六郎右衛門家文書	8	670
気山権守楽頭譲状	譲状	1525年(大永5)	江村伊平治家文書	8	769
安倍延貞譲状	譲状	1292年(正応5)	安倍伊右衛門家文書	9	5
忍齋遺言状	遺言状	1671年(寛文11)	組屋文書	9	94
常高院遺言状写	遺言状	1633年(寛永10)	常高寺文書	9	299
鈴木重行家訓	家訓	1706年(宝永3)	鈴木重威家文書	9	332
清久譲状	譲状	1527年(大永7)	高鳥甚兵衛家文書	9	382
古河屋嘉太夫遺書	遺書	1762年(宝暦12)	古河家文書	9	512
沙弥れんかう屋敷・田地譲状	譲状	1276年(建治2)	明通寺文書	9	561

平成28年度福井県文書館企画展示リーフレット

平成28年8月26日発行 編集・発行/福井県文書館
協力 吉田 眞 鈴



福井県文書館
918-8113 福井市下馬町51-11
TEL 0776-33-8890
FAX 0776-33-8891
E-mail bunshokan@pref.fukui.lg.jp



これは若州天守にあり

文書館企画展示

遺言

—最期に何を伝えたかったか?—

朝倉の家では宿老を定めてはならない

お朝倉の家は

寺が存続いたしますよう

2016年(平成28)
8月26日|金| - 10月26日|水|

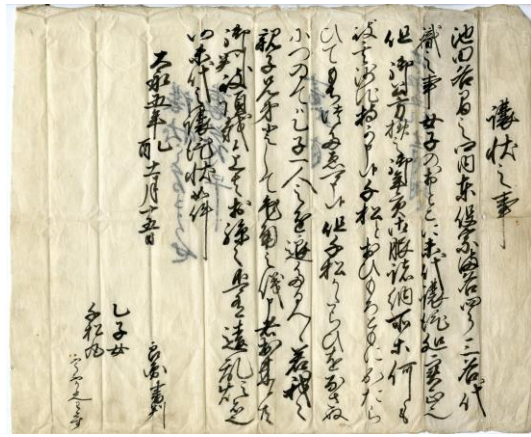
福井県文書館閲覧室 開館時間 9:00 ~ 17:00 入館無料
展示説明会 9月11日 [日] 11:00 ~ / 14:00 ~

福井県立図書館 FUKUI PREFECTURAL ARCHIVES

918-8113 福井市下馬町 51-11 TEL 0776-33-8890 FAX 0776-33-8891 http://www.library-archives.pref.fukui.jp bunshokan@pref.fukui.lg.jp

遺された言葉

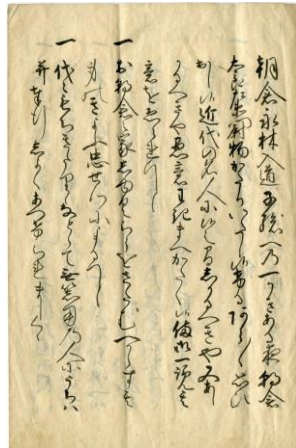
何を伝え、何を遺したかったか



1525年(大永5)「譲状之事(良円名代職譲状写)」
飯田広助家文書(当館寄附) G0024-03416



朝倉孝景 心月寺蔵

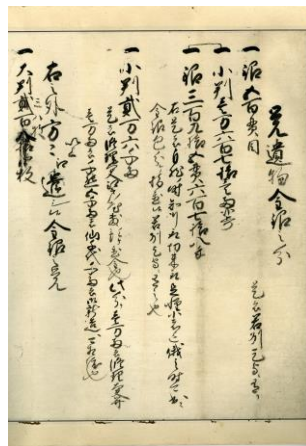


年未詳「朝倉家之拾七ヶ条」松平文庫
福井県立図書館保管 A0143-00483

酒井忠勝、遺産についての書下

1634年(寛永11)から若狭を治めた譜代大名酒井家に遺された資料です。

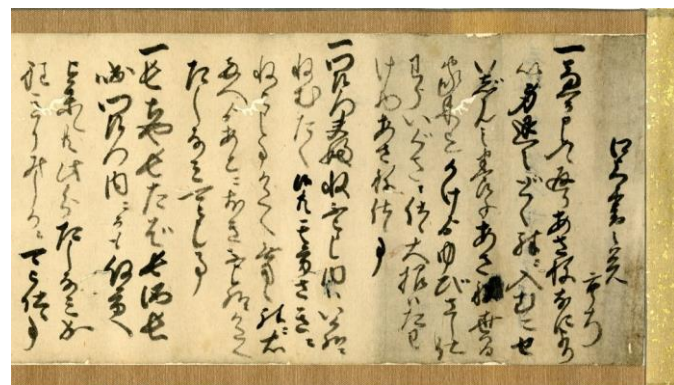
初代藩主、忠勝から国許の家老にあてて、遺産の内訳と保管場所が示されています。また「大きな普請役を命じられたとき」や「大火事に遭ったとき」など、遺産のつかい方についても細かな指示がなされています。



1662年(寛文2)「覚遺物金銀之分(酒井忠勝遺物金銀覚書案)」
酒井家文庫 小浜市教育委員会蔵 O0057-00627



酒井忠勝 個人蔵



1694年(元禄7)「口上書之覚(笹谷村市郎右衛門書置)」岩堀健彦家文書 D0001-00024

近世、豪農層の書置

近世の豪農層が遺した書置には、領主への忠誠や親への孝養、家業の維持発展を願う内容がみられます。

資料は丹生郡笹谷村の市郎右衛門から同郡朝宮村の岩堀家へ婿入りする実子に宛てた書置です。義父母への孝養を説く内容が多く、「入り婿なので朝寝をすると人から笑われる」、「義父母より先に寝てはならない」などの文言があります。当時の通俗的な道德観がうかがえます。

中世、名代職の譲状

室町後期の譲状の写しです。池田各間之郷内の東侯宗満名の名代職(名の代官)の権限のうち、4分の3の権利が乙子女という女性に譲られています。

「千松丸と相談し名代職を受け継いでほしい」、「千松丸が相談に応じない場合は乙子女ひとりの判断で」などの文言がみられます。

中世においては、女性も分割相続の対象でしたが、15世紀頃から一代限り(一期分)という相続が登場し、近世において女性は相続対象から除かれるようになります。

朝倉氏の家訓

戦国大名、朝倉孝景(英林)が晩年に遺したとされる「朝倉孝景条々」の写本のひとつです。

「朝倉館以外には、領国内に城郭を造らせてはならない」、「領主自身が姿をかえて実際に領国を見廻るのもよい」など、領国と朝倉氏を存続させるために、子孫に対して国主としての責務を家訓で示しています。

“終活”からみる近世の女性

常高院 ~ 寺のつづき申候よう ~

浅井三姉妹の次女お初は、夫の京極高次が関ヶ原合戦の戦功により若狭を与えられたのをきっかけに小浜の地に入りました。高次の死後、落飾し常高院と称した彼女が、夫の菩提や苦難に見舞われた父母の供養のために発願し、建立したのが常高寺です。

1633年(寛永10)に書かれた「かきおきの事」では「国替えとなっても常高寺をそのままに」、「仕えてくれた侍女たちに扶持を…」などの願いが込められています。波乱の多い人生を送った彼女にとって、若狭小浜が最良の安住の地だったのかもしれません。

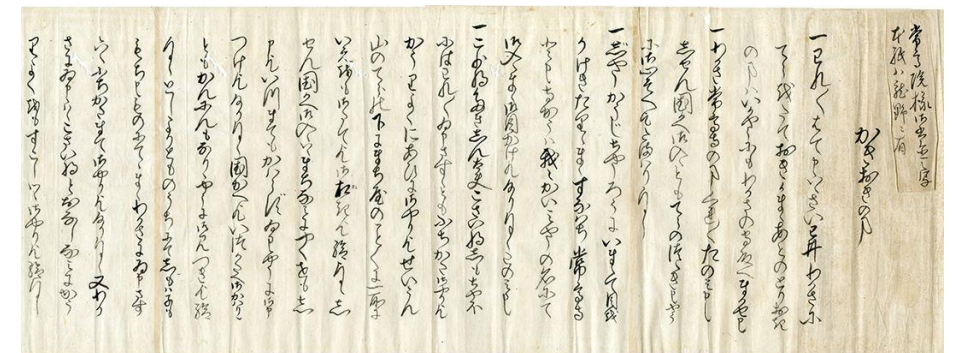
翌年、京極氏は国替となりますが、願いは叶えられ、常高寺は若狭小浜に遺され、その後も京極氏や酒井氏から手厚く保護されました。



常高院 常高寺蔵



現在の常高寺(山門)

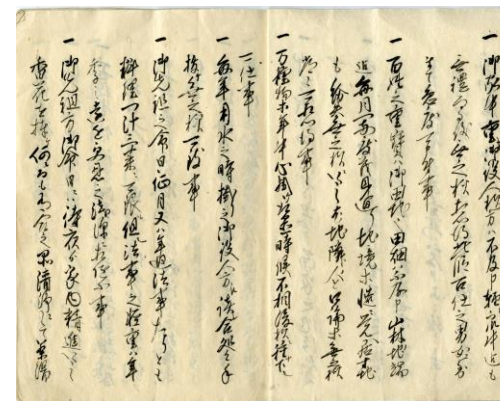


1633年(寛永10)「かきおきの事(常高院遺言状写)」常高寺文書 O0517-00241

智鏡尼 ~ 法事たりとも料理は一汁三菜 ~

智鏡尼は大野郡中野村きっての豪農、花倉家(本姓、松田氏)の25代当主の妻女です。彼女は26歳のときに夫と死別し、老母・幼児3人と莫大な借財を抱えながらも「二十年来難儀苦行」して家を守りぬきました。長男へ家督を譲るときに与えた遺訓では「田畑を宝とし、耕作に励め」、「法事や元服・婚礼であっても料理は一汁三菜」「お金の貸し借りはしないこと」など家を存続させるための実践的な指示が並んでいます。

家督を継いだ息子の忠興は、母の言葉を「書添」としてまとめています。そこには「女は格別ままならぬ身…」という文言があり、さまざまな制限を受けながらも老母を見送り、子どもたちを育て上げた女性のたくまさと苦悩を読み取ることができます。



1792年(寛政4)「智鏡尼上座遺訓」花倉家文書 I0067-00081-001



智鏡尼 (イメージ)